

○岡山県年少射撃資格講習会実施要領の制定について(通達)

(平成 21 年 12 月 3 日岡生企第 1405 号警察本部長例規)

改正 平成 23 年 3 月岡務第 176 号 平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号
平成 27 年 9 月 17 日岡生企第 754 号 令和 3 年 3 月 31 日岡生企第 182 号
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長
首席監察官
各統括官
各所属長

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 9 条の 14 第 1 項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の実施について、別添のとおり岡山県年少射撃資格講習会実施要領を定め、平成 21 年 12 月 4 日から施行することとしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに誤りのないようになされたい。

別添

岡山県年少射撃資格講習会実施要領

1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 9 条の 14 の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者に対して行われる空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用に関する講習会(以下「講習会」という。)の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

講習会の受講対象者は、10 歳以上 18 歳未満の者で年少射撃資格認定申請を行おうとするものとする。

3 開催日時等の公表

講習会の開催は、開催予定日のおおむね 20 日前までに、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を岡山県警察ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

4 開催回数

講習会の開催回数は、月間おおむね 1 回とする。

5 受講申込みの受付期間

年少射撃資格講習の受講申込みの受付は、講習会開催日の 7 日前までとする。

6 受講申込みの取扱い等

- (1) 年少射撃資格講習受講の申込みを受理したときは、年少射撃資格講習受講申込書(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」とい

う。)様式第 68 号)及び申請者の写真(提出前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身で無背景のもの)の提出を求めるとともに、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成 12 年岡山県条例第 72 号)に定める手数料が納付済であることを確認できるものを貼付させること。

(2) 申込みを受理したときは、受講希望年月日及び受講希望場所を生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に連絡し、日時及び場所を指定した上、当該申込書に所要事項を記入し、写しを 2 通作成して 1 通は申込者に交付して受講当日講習会場へ持参させ、他の 1 通は速やかに生活安全企画課に送付すること。

(3) 受講申込者に対し、講習用テキストを交付するとともに、講習を修了するためには考査に合格する必要があること及び講習当日の受付開始時間等の講習受講に関する事項を教示し、必要に応じて申込書の備考欄にその旨を記載すること。

7 講習会の内容等

空気銃の所持に関する法令の講習については岡山県警察職員が、空気銃の使用方法に関する講習については岡山県警察職員又は岡山県公安委員会が委託した者が、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 講習はテキスト等により実施し、講習時間は銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和 33 年政令第 33 号)第 29 条第 2 項に定めるとおりとする。

(2) 考査は 50 問の正誤式により 60 分間実施し、35 点以上の取得者をもって講習課程を修了したものとする。

8 年少射撃資格講習修了証明書の交付等

(1) 生活安全企画課においては、考査の結果により講習課程を修了したと認められる者に対して年少射撃資格講習修了証明書(規則様式第 69 号。以下「講習修了証明書」という。)を交付するものとする。

(2) 講習修了証明書は、原則として講習当日に交付するものとするが、受講者が多数であるとき又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

(3) 生活安全企画課においては、講習修了証明書を発行したときは、その内容を年少射撃資格講習修了証明書交付台帳(様式)に登載するとともに、申込書に講習結果を記入し、申込みを受理した警察署に通知するものとする。

9 その他

この要領に定めがあるもののほか、技能講習の実施に関し必要な事項は、生活安全部長が定める。

10 文書の保存

年少射撃資格講習修了証明書交付台帳は、生活安全企画課において 3 年保存するものとする。